

8.名墓の保存をめぐる契機について

土居 浩（ものつくり大学）

1. はじめに

昨年度報告〔土居2016〕を承けて、今年度は、後世に「著名なる人物の墓」の意である「名墓」と呼称されることになる墓の保存をめぐる契機を検討する。まず昨年度報告にも引用参照した資料のうち、今年度報告と密接に関連する箇所を具体的に挙げることで、報告の導入としたい。資料を直接提示する際には〈 〉で括り、中略箇所を「……」で示した。また、資料から部分引用して示すさいには「 」で括り、カタカナをひらがなへ置換し、判読性に配慮した。

確認しておくべきは、名墓の保存をめぐる議論においては、基本的に「古墳」とセットで取り上げられていたことである。もちろん広義には「古墳」も墓の一種である（そもそも「古墳墓」と呼称するケースもある）が、名墓の保存をめぐる議論においては、両者を区別していることを、見逃してはならないだろう。具体的には、〈古墳、及史上著名なる人物の墓〉（「保存要項草案」：大正6年3月8日に史蹟名勝天然紀念物保存協会の第十六回常務委員会にて議定）・〈古墳及著名なる人物の墓並碑〉（大正9年「史蹟名勝天然紀念物保存要目」）・〈古墳および著名なる人物の墓ならびに碑〉（大正9年「史蹟名勝天然紀念物保存要目中史蹟の解説」内務省）などのように、大正年間には、「古墳」と「史上著名なる人物の墓」、「古墳」と「著名なる人物の墓（ならびに碑）」、等々の表記で両者は区別されていた。名墓は、あくまで「古墳」と併記されて論じられていたのである。この表記の区別からは、保存すべき対象として確立していたのは「古墳」であり、名墓は、その延長上で議論されていたことが、うかがえる。そこで節を変えて、近代における古墳保存行政の展開について、その概要を押さえておきたい。

2. 近代における古墳保存行政の展開

あらためて「古墳」とは、字義的には古い墳（＝墳墓）を意味するが、日本語としてはもう少し限定的に用いられている。たとえば世界大百科事典（ニッポニカ）の「古墳」項では、「中世や近世の盛り土の墓を古墳とはよばない」と指摘して、「日本の古代、ことに弥生時代終末の西暦3世紀後半に出現し、7世紀末ごろまでに築造された高塚の墳墓を古墳とよんでいる」と定義している（執筆・大塚初重）。また、その規模や副葬品が示すように、「古墳は死者に対する手厚い埋葬の方法であり、だれもが古墳に埋葬されたものではなく、ある特定の人物のための墓であり、一般民衆の墓ではない」「政治的権力者あるいは社会に君臨した支配者のための墓であって、それ自身が墓であると同時に、一種の歴史的・社会的な記念物である」（同前）ことは、再確認しておくべき点である。「政治的

権力者」「支配者」とは、端的には天皇家に連なる存在のことであり、その「墓」は陵墓と呼ばれる。そのため古墳に関する研究は、権力をめぐる議論、端的には陵墓問題を外して論じることはできないのである。

従来の、陵墓問題を中心に論じられてきた、近代における古墳に関する研究に対し、それを保存する実行主体である行政に注目した尾谷雅比古の研究〔尾谷2014〕によれば、近代における古墳保存行政の成立過程は、その法令施行の状況からⅢ期に画すことができ、それぞれの特徴は以下の通りである。

I期. 1868-1894：陵墓行政が古墳保存行政として開始（明治時代初期から日清戦争まで）

Ⅱ期. 1895-1904：陵墓以外の未選別古墳も含めた保存行政が制度として形成（日清戦争から日露戦争まで）

Ⅲ期. 1905-1919：「史蹟名勝天然紀念物」の用語が確立し、史蹟行政の展開による新制度が確立（日露戦争後）

このうち第Ⅱ期は、それまでの「陵墓行政主体の古墳保存行政に新たな歴史的価値を有する「古墳墓」が加わった時期」〔尾谷2014〕である。この「古墳墓」とは、第Ⅲ期に確立する「史蹟」概念に包摂されるものであり、本報告でいう名墓のことである。その嚆矢として尾谷は「帝国議会における古墳墓保存建議」を取り上げる。ただし、その関心は行政の動きであるので、建議そのものは内容に言及する程度である。しかし本報告の関心である名墓について考察するためは、建議とそれに対する質疑応答こそ検討する必要がある。そのため節を変え、帝国議会貴族院に提出された、最初の古墳墓保存建議とそれに対する質疑応答を検討したい。

3. 第十回帝国議会貴族院における古墳墓保護に関する建議

明治30年（1897年）の第十回帝国議会貴族院で議決された「功臣元勳碩学鴻儒等ノ古墳墓保護ノ建議」については、尾谷も巻末の「関係史料集」のうち「古墳墓保存建議関係」の一として紹介している〔尾谷2014〕。

〈功臣元勳碩学鴻儒等ノ古墳墓保護ノ建議

凡ソ忠臣元勳及學術技芸ヲ以テ国ニ竭シ民ニ益シ其功業赫々タル者ハ其生前ニ於テ之ヲ厚遇スヘキハ勿論死後ニ於テモ亦厚ク之ヲ葬祭シ以テ永ク其ノ功德ヲ彰表セサルヘカラス維新ノ功臣元勳及南朝勤王諸臣等ノ如キ朝廷其葬儀ヲ厚クシ其祭典ヲ壮ニスルハ能ク其道ヲ尽スモノト云フヘキナリ然ルニ其朝奨ノ及ハサル所ニシテ有徳者有功者或ハ學術技芸等ノ世ニ卓絶スル者ノ墳墓物換リ星移ルニ随ヒ或ハ荒廢シ或ハ湮滅シテ其所在タモ知ル能ハサルモノ少シトセス豈慨嘆セサルヲ得ンヤ今日子孫ノ現存スル者之ヲ保護スルハ固ヨリ当然ナリト雖其子孫ノ断滅セルモノニアリテハ国家其保護ヲ与フルニ於テ吝ナルヘカラス政府

ハ宜シク適當ナル方法ヲ設ケ荒廢湮滅ノ恐ナカラシメ以テ其保護ノ道ヲ完クセラシニコトヲ希望ス仍テ茲ニ之ヲ建議ス

明治三十年三月十九日)

しかしながらこの文面は、明治30年2月23日に発議された時点では、異なる文面であった。第十回帝国議会議録の貴族院議事速記録第十三号（明治30年3月1日）によりつつ、会議を追うことにする。

〈古墳墓保護ニ関スル建議

凡ソ忠臣元勳及其ノ他国家ニ功アル者ハ其ノ生前ニ於テ厚ク之ヲ待遇スヘキハ勿論其ノ死後ニ於テモ亦厚ク之ヲ葬リ且永ク其ノ徳ヲ彰表スルノ道ヲ尽スヘキナリ即祠堂ヲ造リテ其ノ霊ヲ祭り碑碣ヲ建テテ其ノ徳ヲ称揚スル所以ニシテ其ノ墳墓ノ如キハ神聖犯スヘカラス歴然トシテ之ヲ千歳ノ後ニ存セシムヘキナリ然レトモ物換リ星移リ忠臣元勳等ノ墳墓モ或ハ壞爛シ或ハ湮滅ニ帰スルノ恐レナシトセス輓近維新ノ忠臣元勳ノ為ニ葬儀ヲ厚クシ千歳不滅ノ墳墓ヲ造ルカ如キハ克ク其ノ道ヲ尽スモノト謂フヘキナリ蓋忠臣元勳等ノ墳墓ニ保護ヲ加ヘ之ヲ永遠ニ保存スルハ後人殊ニ国家ノ責任ニシテ其ノ何レノ時代ニ属スルモノタルヲ問ハス苟モ之ヲ放任シテ荒廢ニ委セシメ遂ニ人ヲシテ其ノ所在ヲタニ知ル能ハサルニ至ラシムルカ如キハ一大欠典ナリト謂ハサルヲ得ス而シテ此ノ如キ事業ハ固ヨリ之ヲ一私人若ハ有志者輩ノ手ニ委スヘキモノニ非ス政府ハ宜ク適當ナル方法ヲ設ケ其ノ新古ヲ論セス忠臣元勳等ノ墳墓ニシテ苟モ荒廢湮滅ノ恐レアルモノヲ保護シ以テ国家ノ応ニ尽スヘキ責任ヲ完クセラレニコトヲ希望ス仍テ茲ニ之ヲ建議ス

明治三十年 月 日) (空欄原文ママ)

建議案が朗読された後、演壇に立った発議者・外山正一は、建議案の冒頭「忠臣元勳及其他国家に功勞ある者」とある「国家に功勞ある者」について、異議なければ「国家に功勞ある者学者美術家等は」と改めたいと断った上で、発議に至った理由として、各地での墳墓が荒廢している様子を嘆きつつ、次のように述べる。

〈斯ノ如キ歴史上ニ於テ実ニ大切ナル人デアリ国家ノタメニ非常ニ功ノアル人デアリ且ツ将来ノ人ニスノ如キ英雄忠臣ト云フモノハ手本ニナルヤウナモノデモアリマスルニ依ッテ、ドウカスウ云フモノハ相応ナル所ノ保存ト云フモノヲ加ヘテ湮滅ニ帰セヌヤウニシタイト云フ觀念ヲ起シマシタ)

この発言で明白なように、外山がいう保存されるべき墓とは、「歴史上において実に大切なる人」であり「国家のために非常に功のある人」であり、「将来の人に手本になるような」人の墓である。

この発議に対し、質疑応答が重ねられるが、本報告に関連しては、男爵・小澤武雄からの質問が重要である。その論点は、以下の3つに分類できる。

- A. 〈古ノ字ト近世ト云フコトハ何年ノ何月ヲ以テ御別ケニナルカ、ソレヲ承ハリタイ〉
- B. 〈国家ガシテヤルト云フコトニナルト仮令先祖ハ祀ッテ居ルモ国家ハ一ノ規則ナリ法律ナリ設ケテ保護シナケレバナラヌヤウニナッテ来テ却テ是マデノ美風ヲ此タメニ損スルヤウナ訳デハナイカト疑フガ發議者ハドウ云フ御考デアルカ、ソコヲ承ハリタイ〉
- C. 〈外山君ガ認メテ忠臣元勲及国家ニ功劳アル者ト認ムル人ノ区域ハドウ云フ所マデ及スカ其標準ヲ示サレタイ〉

以上の質問は、次のように換言できよう。

- A'. いつの時代よりも古い墓を「古墳墓」と呼ぶのか？
- B'. 国家が保護することで（祖先崇拜という）美風を損ねる懸念はないか？
- C'. 忠臣元勲および国家に功劳ある人物とはどの範囲か？

この質問に対して外山は、対象範囲を問うたAとCについて、範囲を限定することは無理だ、と回答している。

〈何年何月マデヲ古ト云ヒ何年何月マデヲ新ト云フカト云フコトハ私ハ御答ハ出来マセス、御勝手ニ御取り下サルコトヲ願フ〉

〈ドノ位ナ範囲ト云フコトニ附キマシテモ今一々誰々ト云フヤウナコトヲ云フコトハ私ハ出来ヌ、其辺ハ矢張取調ヲスルコトニナッテカラ権衡ヤ何カヲ見ルコトニナッテ来ルノデアリマス〉

またBに対する回答中で、保護すべきは子孫の滅亡した墓であり、それは国家が果たすべき責務だとしている。

〈……子孫ガ為セバ宣イト云フコト、是ハ随分御尤ナコトデアル子孫ノ歴然存シテ居ルノハ子孫ガ為スノモ宜イガ子孫ノ滅亡シタノモ随分アルコトデアリマセウ故ニ是等ニ関シテハ私ノ考デハ一家言デアッテモ、此一家言デハ国家ガ尽スベキモノノ事項ノ中デアラウカト考ヘル〉

質疑に対する外山の応答をみても、国家が保護すべき「古墳墓」とは、きわめて茫漠としている。ただし、男爵・伊達宗敦の質問「一般の忠臣大石内蔵助とか根津左衛門の如き者も此中へ這入るのでございますか」に対しては、きわめて明白に「是は朝廷に対する忠

臣で、他のはないので」と回答している。国家が保護すべき「古墳墓」とは、「朝廷に対する忠臣」の墓ひいては天皇へ対する忠臣の墓なのである。「古墳墓」とは、少なくともその発議された時点においては、「君」の埋葬地・祭祀地である陵墓（古墳）についての行政対応を念頭におきつつ、「臣」のそれに対して拡張・展開する発想があったと、推察することは許されるだろう。

改めて尾谷による時期区分の順に、整理しておきたい。まず、2. で近代の古墳保存行政につき概観したように、古墳の保護はそもそも陵墓行政として開始された（第Ⅰ期）。そして、3. で検討したように、陵墓以外も保存の対象とすべきとする契機として、外山正一による古墳墓保護についての建議があった（第Ⅱ期）。そして昨年度報告〔土居2016〕で検討した、三上参次と喜田貞吉それぞれの、名墓そして古墳の保護をめぐる発言が、第Ⅲ期に当たる。具体的には、史蹟名勝天然紀念物保存協会の前身である史蹟史樹保存茶話会の、明治43年（1910）末に麻布の南葵文庫で開催された会合における発言である。

昨年度報告の終章では、史上著名なる人物の墓とは限らないが、その立派さからして、昔の有力者の墓には違いない古墳についても、保存すべきではないかとする喜田の発言を取り上げた。齋藤智志の研究に拠れば、この喜田の発言は、「世人」のいう「由緒的価値」とは異なる、「学者」による「学術的立場」からする保存の主張である。この種の主張は、齋藤に拠れば、明治30年代の日本歴史地理研究会『歴史地理』誌上で展開されたという〔齋藤2015〕。これは尾谷のいう第Ⅱ期に当たるが、3. でみた貴族院での外山の発言には、このような「学術的立場」を念頭に置いたことがうかがえる発言がある。

〈……古墳墓ノ如キデアル、或ハ其外ノ昔ノモノハ、是ハ或ハ人類学上ナドカラシテ随分国家ガ保存シナケレバナラヌト云フヤウナコトナドモ随分アルノデアリマスル、ソレト是トハ事ガ変リマスケレドモ、国家デヤルベキコトト云フモノハ、随分今日ハ色々ナコトガ起ッテ来テ居ル、小澤男爵ガ是マデ御認メニナツタコトヨリモ或ハ多クアルカモ知レヌ、ソレハ併シ私ノ一家言デアルカモ知レマセヌ、然ルベク御諒察ヲ願フ〉

文意が少々とらえにくいのが、「それと是とは事が変わります」とあるように、外山の発議する「古墳墓」保存の論議と、「人類学上からして国家が保存しなければならぬようなこと」とは、別の話であるとしている。「人類学上」、換言すれば「学術的意義」とは別の話とは、先に確認したように、天皇へ対する「忠」の話であろう。

4. おわりに

以上、明治30年の第十回帝国議会貴族院で議決された、古墳墓保護に関する建議とその質疑応答を取り上げ、後世に「著名なる人物の墓」の意である「名墓」と呼称されることになる墓の保存をめぐる契機を検討した。いふなれば、「古墳」とは区別された墓の公的な保存をめぐる議論の、発端まで遡及したことになるだろう。この発端からその後、どの

ような具体的な問題が展開したのかについて、歴史的に追跡することが次なる課題である。

以上

参考文献

尾谷雅比古『近代古墳保存行政の研究』思文閣出版、2014年2月。

齋藤智志『近代日本の史蹟保存事業とアカデミズム』法政大学出版局、2015年2月。

土居浩「史蹟としての墓をめぐる議論について」論文集2―葬祭編―、冠婚葬祭総合研究所、2016年5月。